

# 容器包装プラスチック (資源物)

☑ 商品の容器や包装のうち、プラスチックでできたものをいいます。

目印はこのマークです→

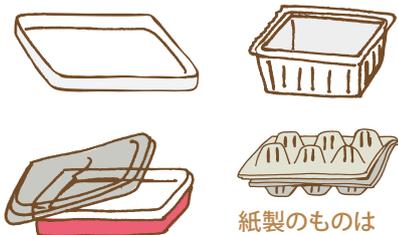


リサイクルプラザペガサスで選別し、その後、プラスチック原料やコークス炉化学原料、セメント原燃料としてリサイクルします。

## 》〇 容器包装プラスチックに分類されるもの

### トレイ・ケース類

生鮮食品・惣菜等のトレイ、卵・弁当・豆腐などの容器



紙製のものは「古紙・衣類」へ

### カップ類

カップ麺・ヨーグルト・プリンなどの容器



紙製のものは「燃やせるごみ」へ

### ボトル・キャップ類

シャンプー・洗剤などの容器、容器のふたやキャップなど



ノズルやキャップははずした状態でいっしょに出してください。

### 袋・フィルム類

菓子袋、外装フィルム、レジ袋など

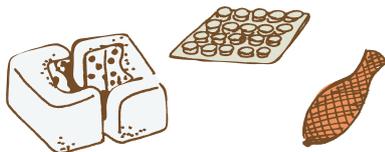


食べかすは除いてください。

### 緩衝材類

梱包で用いられる緩衝材など

果物や野菜のネット、商品を包んでいた気泡シート(プチプチ)、家電製品などの間に挟んであった発泡スチロールなど



### チューブ類

ケチャップ・マヨネーズ・わさび・歯磨き粉などの容器



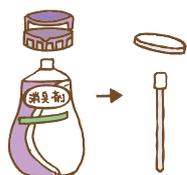
◎プラマーク がある消臭剤、芳香剤、防虫剤、脱臭剤の容器の分別区分を「容器包装プラスチック」に変更しました。

#### 消臭スプレー



ノズルははずした状態でいっしょに出してください。

#### 消臭剤の容器



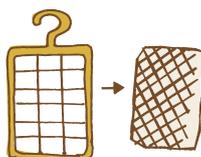
ろ紙と吸水芯は「その他プラスチック」へ

#### 芳香剤の容器



中身は使い切ってください。

#### 防虫剤の容器



ネットは「その他プラスチック」へ

#### 脱臭剤の容器



中の活性炭は「燃やせるごみ」へ

※プラマーク が無いもの、中身などが出せないものは「その他プラスチック」へ

## 出し方



中身を使い切り（食べ切り）、水で軽くすすいでください。または、汚れをふき取ってください。  
 キャップをはずし、キャップと口の部分を洗ってください。  
 容器の中に水を入れ、振った後、中の水を出し、汚れをとってください。  
 （汚れの落ちにくいチューブなどは、半分に切って汚れをとっても結構です。）  
**キャップやノズルははずしたまま直接、指定ごみ袋に入れてください。**

- ◎汚れたものは出さないでください。リサイクルできないだけでなく、きれいに出された他の容器包装プラスチックにも、汚れが広がってしまいます。どうしても汚れの落ちないもの（ペンキのトレイとして使用したものなど）は「**その他プラスチック**」へ
- ◎二重袋（ごみの入ったレジ袋などを指定ごみ袋に入れること）で出さないでください。



## 容器包装リサイクル法

この法律では、①消費者が分別排出し、②市が分別収集し、③容器包装を製造したり利用している事業者が費用を負担してリサイクルを行う役割分担になっています。実際には、事業者は日本容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託し、その費用を負担することで役割を果たしています。  
 現在、周南市などの多くの自治体では、分別収集した容器包装プラスチックを、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しており、**自治体はわずかな負担でリサイクル**を行っています。

なお、日本容器包装リサイクル協会は、毎年、自治体からの**容器包装プラスチックの品質検査**を行っています。容器包装プラスチックの中に異物や汚れたものが多く混入していると、協会から引き取りを断られる恐れがあります。その場合、自治体は多額の処理費用をかけて独自ルートで処理しなければなりません。

## 》 × 容器包装プラスチックとして扱えないもの

### その他プラスチック

発泡スチロール製のクーラーボックス、除湿剤の容器など



中の水を捨て、よくすすいでください。

### 処理困難物へ

「まぜるな危険」の表示がある洗剤、除草剤、殺虫剤などの容器



中身が危険なためリサイクルが困難

### 市が収集しないもの

農薬・毒劇物の入っていたプラスチック製容器



専門業者に依頼してください。